

# 3

## 理事の職務権限規程

## 第1章 総則

### (目的)

**第1条** この規程は、公益財団法人ボーイスカウト日本連盟（以下、「この法人」という。）の理事の職務権限を定め、公益法人としての業務の適法、かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

### (定義)

**第2条** この規程において、理事とは、理事並びに代表理事たる理事長及び業務執行理事（副理事長、専務理事、常務理事、及びそれ以外の業務を執行する理事）をいう。

### (法令等の順守)

**第3条** 理事は、法令、定款及びこの法人が定める規範、規程等を順守し、誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定めるこの法人の目的の遂行に寄与しなければならない。

## 第2章 理事の職務権限

### (理事)

**第4条** 理事は、理事会を組織し、法令及び定款の定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

### (理事長)

**第5条** 理事長の職務権限は、別に定めがあるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 代表理事としてこの法人を代表し、その業務を執行する。
- (2) 理事会を招集し、議長としてこれを主宰する。
- (3) 毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

### (副理事長)

**第6条** 副理事長の職務権限は、別に定めがあるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。
- (2) 理事長に事故あるとき又は欠けたときは、理事会が予め決定した順序によって理事長の業務執行に係る職務を代行する。
- (3) 毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

**(専務理事)**

**第7条** 専務理事の職務権限は、別に定めがあるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。
- (2) 副理事長に事故あるとき又は欠けたときは副理事長の業務執行に係る職務を代行する。
- (3) 每事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

**(常務理事)**

**第8条** 常務理事の職務権限は、別に定めがあるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 事務局を統括するとともに、理事長、専務理事及び副理事長を補佐し、この法人の業務を分担執行する。
- (2) 専務理事に事故あるとき又は欠けたときは、理事会が予め決定した順序によってその職務を代行する。
- (3) 理事会が決める担当業務を分掌し、執行する。
- (4) 每事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

**(日本連盟コミッショナー)**

**第9条** 日本連盟コミッショナーの職務権限は、別に定めがあるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 主にプログラム、指導者養成、国際等の業務を統括し、日本に於けるボーイスカウト運動が世界スカウト機構及び日本連盟の方針と規程を尊重して展開されるよう務めると共に、事業の円滑な推進を図る。
- (2) 県連盟コミッショナー会議を主宰し、県連盟コミッショナーへ必要な指導・助言を行う。

**(国際コミッショナー)**

**第10条** 国際コミッショナーの職務権限は、別に定めがあるものほか、次のとおりとする。  
世界スカウト機構及び海外スカウト連盟との連絡調整を図る。

**(副理事長、専務理事、常務理事、日本連盟コミッショナー及び国際コミッショナー以外の業務執行理事)**

**第11条** 副理事長、専務理事、常務理事、日本連盟コミッショナー及び国際コミッショナー以外の業務執行理事の職務権限は、別に定めがあるもののほか、次のとおりとする。

## 3 理事の職務権限規程

- (1) 理事会が決める担当業務を分掌し、執行する。
- (2) 毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(代行順序の決定)

**第12条** 第6条第2号及び第8条第2号に規定する順序については、任期最初の理事会において決定するものとする。

### 第3章 補 則

(細 則)

**第13条** この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

(改 廃)

**第14条** この規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

この規程は、公益財団法人ボーイスカウト日本連盟の設立の登記の日から施行する。  
以上

平成23年3月8日一部改正